

日 時：令和7年7月2日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、
小笠原委員、宍戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稲垣審議官、戸梶総務課長、
香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。よろしくお
願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第327回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は二つでございます。

まず議題1「第5回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルについて」と
いうことで、事務局から説明をお願いします。

○事務局 第5回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルの結果について御
説明します。

資料1－1の2ページ目を御覧ください。今回、第5回目となるG7データ保護・プ
ライバシー機関ラウンドテーブルが、先月の6月17日から19日にかけて、カナダのオタワ
においてカナダのデータ保護・プライバシー機関であるカナダプライバシー・コミッショ
ナー事務所（OPC）の主催により開催されました。本ラウンドテーブルには、G7各国の委
員長級とOECD等の関連国際機関の代表者が参加し、当委員会からは手塚委員長が出席し
ました。

本ラウンドテーブルは、「デジタル時代におけるプライバシーの提言：信頼される明日
のための今日における共同行動」をテーマとするものであり、進化するデータ保護及びプ
ライバシーの展望、先端技術の影響及び広域横断的にデータ保護と個人のプライバシー権
を守るために志を同じくするDPA間の共同行動の重要性について議論がなされました。

また、本ラウンドテーブルの冒頭、カナダの研究者2名によるデータガバナンスに不可
避的に大きな影響を及ぼす量子コンピューティングやAIについての最新の研究動向に関
する基調講演がなされ、つづいて、さきに述べたテーマにのっとり、DFFT、先端技術及
び執行協力の各作業部会の中間報告の議論等を行いました。

本会合の成果文書としては、コミュニケ及び「プライバシーの優先による責任あるイノ
ベーションの推進及びこどもの保護」に関する声明が採択されました。

「その他」に記載のとおり、本ラウンドテーブルの翌日20日にサイドイベントとして
「デジタル時代における若者のプライバシー」をテーマとする「2025 OPC Privacy
Symposium」が開催されました。本シンポジウムでは、若者のデータプライバシーに関す

る経験やニーズなど四つのトピックについて、若者、カナダの研究者、その他の専門家がパネルディスカッションを行いました。イベントを総括する最後のパネルセッションでは、手塚委員長を含むG7 DPAの委員長級が登壇し、同日のパネルセッションの内容を踏まえたフリーディスカッションを実施しました。本年12月には、本ラウンドテーブルのフォローアップとしてオンラインでの会合が開催される予定であり、同会合では、行動計画及び各作業部会の成果物が採択される予定です。

3 ページ目に、G7 DPA委員長級の出席者を紹介しております。

4 ページ目には、本ラウンドテーブルで採択されましたコミュニケの概要を記載しております。コミュニケについては昨年に引き続き、主に「DFFT」、「先端技術」、「執行協力」の三つの作業部会の取組について述べる内容となっております。特に三つ目の当委員会が米連邦取引委員会と共同議長を務める執行協力作業部会につきましては、当委員会が主導している取組として国内外の執行事例をG7 DPA間で共有し、共通する政策課題及び合理的な解決策を特定するためのフォーマットの構築、また、米連邦取引委員会の主導による執行協力を支援する既存の実務について取りまとめた報告書の作成についての中間報告を行いました。

コミュニケの最後に、「今後に向けて」として、関連機関等との協力をしながら、G7 DPAの集団的な行動により将来の安全なデジタル環境を形成することに貢献することを確認しています。

つづいて、5 ページを御覧ください。本ラウンドテーブルの声明として採択された「プライバシーの優先による責任あるイノベーションの推進及びこどもの保護」の概要を記載しております。まず、データ主導の大きなイノベーションの時代において、自分のデータが保護され、合法的かつ責任を持って使用されているとの信頼が得られる「責任あるイノベーション」こそが、経済的、社会的及び公益的に重要な利益をもたらし、成長の原動力となることを確認しました。

また、事業者が新たな技術やサービスの設計、開発及び導入といったテクノロジーのライフサイクル全体を通じ、プライバシーを優先することで、新たな技術及びサービスの利用が促進され、事業者はイノベーションを開花させることができることや、こどもについて、こどもは新技術に伴う弊害に対して特に弱いところ、「児童の最善の利益」の保護を考慮することは「責任あるイノベーション」の重要な要素であり、こどもがデジタル世界に完全に参加できるようにカスタマイズされた強力なプライバシー保護を実施する必要があることに言及し、実務においてプライバシーを優先的に取り扱うため、プライバシー・バイ・デザインの実践を採用することにより、事業者が責任あるイノベーターとして行動することを奨励しています。

ただいま御説明しましたコミュニケ及び「プライバシーの優先による責任あるイノベーションの推進及びこどもの保護」に関する声明の原文及び仮訳を資料1－2以下として提出しております。

説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見をお願いいたします。

私からまず1点、その後、昨年の状況を踏まえて大島委員からコメントを頂きたいと思っています。

それでは、私の方から一言申し上げさせていただきます。まず、御説明ありがとうございました。本年のラウンドテーブルは、カナダのデータ保護・プライバシー機関であるプライバシー・コミッショナー事務所、OPCと申しますが、その主催により、6月17日から19日にかけて、ただいま説明があったとおりカナダのオタワにて開催されました。委員長として就任して1か月もたたないすぐのタイミングの参加となりましたが、本当に出て良かったなと思ったのは、G7各国の委員長級の方々と個人的な付き合いのような形まで含めてデジタル時代における個人情報保護とイノベーションを取り巻く課題等について直接・率直な意見交換ができたという点では極めて有意義だったと思っています。

また、このラウンドテーブルの翌日には、先ほども御説明がありましたが、「デジタル時代における若者のプライバシー」をテーマに、カナダの14歳から18歳という非常に若い方々、若者が出て、プライバシーに関する体験談やテックサイドから見たAIの若者に対する影響等について議論するというサイドイベントが開催されました。このサイドイベントでは、各セッションの議論を振り返るパネルセッションが設けられまして、これはカナダOPCのフィリップ・デュフレーヌ委員が司会をする中で、他にG7 DPAの委員長クラス、当然私もそこに参加するという形で登壇しまして、カナダの提唱したプライバシー・バイ・デザインの実践の重要性等について意見交換をいたしました。

御存じのとおり、我が国では既にマイナンバーカードの導入に当たって世界有数の規模でプライバシー・バイ・デザインのコンセプトを実装した経験を有しているということで、他国にない個人情報保護法制、私がよく言います「ジャパン・ウェイ」ですね、これを発信する素地があるということもこの場から再確認できたと思っています。

次の12月には本ラウンドテーブルをフォローアップする会合がオンラインで開催されることが予定されております。この会合においては、行動計画及び各作業部会の成果物が採択される予定と伺っています。引き続き当委員会としてG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルにおける取組に積極的に関与していきたいと思っている次第でございます。

以上でございます。

ほかにごございますでしょうか。

では、大島委員、お願いいたします。

○大島委員 ありがとうございます。

今、お話がありましたけれども、委員長並びに御出張された皆さん、お疲れさまでした。私自身は昨年10月にイタリアで開催されました第4回G7データ保護・プライバシー機関

ラウンドテーブルに参加しておりますが、この委員会がアメリカFTCと共に共同議長を務める執行協力作業部会において昨年採択された行動計画に基づき、執行事例共有フォーマット及び報告書作成に関わる議論が進展していること、また、議長国・カナダOPCの主導でコミュニケ及び声明が取りまとめられたことを歓迎したいと思います。

本年12月に予定されていますフォローアップ会合に向け、当委員会としましても、国際的な制度調和との連携・協調に貢献していけるよう、引き続きこのG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルでの取組において主要な役割を果たしていければと考えているところです。

以上です。

○手塚委員長 どうもありがとうございます。

その他、御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りしたいと思います。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

それでは、御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

つづきまして、議題2「情報連携の対象となる独自利用事務の事例等の追加について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 情報連携の対象となる独自利用事務の事例等の追加について御説明いたします。

資料2の「1 独自利用事務の情報連携とは」を御覧ください。地方公共団体は、番号法第9条第2項の規定により条例で定める独自利用事務において、個人番号を利用することができます。独自利用事務のうち、委員会規則に定める①、②の要件を満たすと個人情報保護委員会が認めた事務については、他の行政機関等と情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となります。また、準ずる先の法定事務の範囲を超えた利用特定個人情報についても、事務の内容が類似しているものであって、給付等の内容が独自利用事務と類似しているものとして委員会規則に定める要件を満たす法定事務において照会可能な利用特定個人情報であれば、情報連携を行うことが可能となります。

つづいて、「2 地方公共団体からの要望の状況」を御覧ください。今年の2月から実施した要望照会において、14団体から計34件の要望を受け付けました。このうち、委員会規則に定める要件を満たすものについて、関係府省と調整の上、3及び4のとおり事例等を追加することといたしました。

なお、要望の多くは既存の事例で情報連携が可能なものでしたので、要望を提出した団体に対して該当する事例等を示した上で、届出書を提出いただくよう御案内しています。

つづいて、「3 独自利用事務の事例の追加」を御覧ください。これまで「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」として40事例を公表してきたところ、地方公共団体からの要望を受け、表のとおり「犯罪被害者遺族への見舞金の支給に関する事務」の事例を

追加することといたします。

つづいて、「４ 準ずる先の法定事務以外の法定事務において照会可能な利用特定個人情報の追加」を御覧ください。地方公共団体からの要望を受け、表のとおり「不妊治療費用の補助に関する事務」及び「妊産婦の医療費助成に関する事務」の２事例について、給付等の内容が類似している法定事務である、利用特定個人情報提供省令第２条の表137の項において照会可能な利用特定個人情報を追加することといたします。

つづいて、「５ 情報連携開始時期」を御覧ください。事例及び準ずる先の法定事務以外の法定事務において照会可能な利用特定個人情報の追加についての情報連携開始時期は、令和８年６月からを予定しております。

最後に、別添資料につきまして、別添１では「「情報連携の対象となる独自利用事務の事例について」の追加案」を記載しております。また、別添２は、要望を受けて事例及び準ずる先の法定事務以外の法定事務において照会可能な利用特定個人情報を追加した後の事例の一覧になります。

御説明は以上です。

○手塚委員長 ありがとうございました。

ただいまの御説明について御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいですか。

特に修正の御意見もないようですので、提案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

では、御異議がないということですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

では、御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。